

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 4. 廃棄物指導業務について

2. 清掃工場における搬入不適物検査の結果とそれに基づく指導について

（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
②清掃工場への産業廃棄物の自己搬入について 【廃棄物施設課、産業廃棄物指導課、収集業務課】（報告書 P180） 事業系廃棄物収集許可業者と契約をしなくても、各清掃工場への自己搬入は可能である。ごみの排出抑制の実効性と公平性を確保するためには、収集許可業者が搬入するものだけでなく、自己搬入によるものも、搬入物に処理不適物が含まれていないかについて、検査を実施している。 しかし、新港清掃工場の自己搬入物のリストの中には、産業廃棄物（ブリーダーからの犬の糞）が 2,490kg 含まれていた。新港清掃工場の回答によると、ブリーダーが輩出する犬の糞は事業系一般廃棄物であると解して、受け入れていたということであった。産業廃棄物指導課及び収集業務課は、犬の糞については産業廃棄物として分類している。 このような見解に基づき、新港清掃工場では、ブリーダーによる犬の糞は産業廃棄物であるとして搬入を断り、適正処理方法を提示すべきであった。しかし、新港清掃工場の見解が異なっていたことにより、適切な対応を取ることができなかった。 他方で、収集業務課事業系廃棄物班は、廃棄物施設課施設維持班から自己搬入物のリストを入手するような実務を行っていないため、今回の違反事例は収集業務課の所管ではないが、仮に事	清掃工場における自己搬入受入時の留意事項（受入基準・方法など）を徹底するため、平成 28 年 6 月に、廃棄物施設課から各清掃工場受入れ対応員に対し、搬入物検査時に利用するマニュアルを改めて周知した。 清掃工場においては、一般廃棄物か産業廃棄物かの判断に迷う場合、産業廃棄物指導課へ確認を行うとともに、清掃工場への不適正搬入案件のうち工場長が必要と認めた案件については、産業廃棄物発見時には廃棄物施設課及び産業廃棄物指導課へ、一般廃棄物ではあるが受入基準を満たさない物の発見時には廃棄物施設課及び収集業務課へ情報提供を行っている。 また、廃棄物施設課等の各関係課及び各清掃工場がより連携してごみの適正排出の推進に取り組むため、平成 29 年 4 月から、清掃工場への産業廃棄物の自己搬入についての情報を、庁内のネットワークを利用して共有し、事例を積み重ねることとしている。 なお、情報提供があった不適正搬入案件については、必要に応じ排出事業者に対し、持ち込みのあったごみの種類に応じて適正排出指導の役割を明確に分け対応している。具体的には、産業廃棄物については産業廃棄物指導課から処分方法や排出事業者の法的責任などの説明及び指導、一

業系廃棄物の搬入に不適正な搬入物等が認められるような場合には、事業者指導を効果的に実施する仕組みにはなっていないものと考えられる。 さらに、産業廃棄物指導課では事業者に対する産業廃棄物の適正排出指導を担っているが、産業廃棄物に関しては収集業務課事業系廃棄物班による清掃工場での適正排出指導と役割が重複しており、責任の所在が曖昧になっているものと考えられる。 ごみ排出量の削減及び適正排出の推進のために、本庁所管課及び各清掃工場等が有機的な連携をとり、清掃工場への搬入不適物を発見し、適正搬入に向けて、現在の仕組みを再度見直されたい。 具体的には、廃棄物施設課施設維持班においては、ごみ処理区分の適切性など、搬入物検査にあたって留意すべき事項を各清掃工場へ周知徹底することが求められる。そして、搬入物検査によって発見された処理不適物について、産業廃棄物指導課事業所班又は収集業務課事業系廃棄物班が排出事業者へ指導する上で、適時に必要十分な情報を提供することが求められる。 他方で、産業廃棄物指導課事業所班と収集業務課事業系廃棄物班は、廃棄物施設課施設維持班の検査及びその結果報告内容に関して、適時に精査することが求められる。また、産業廃棄物指導課事業所班と収集業務課事業系廃棄物班においては、廃棄物施設課施設維持班から入手した情報に基づき、処理不適物の排出業者に対して適時に適切な指導を行うことが求められる。さらに、産業廃棄物の適正排出指導について、産業廃棄物指導課事業所班と収集業務課事業系廃棄物班との間でその役割が重複し、調整を要するものと考えられるため、各課の所掌事務の分担を前提として、責任の所在を明確にし、事業者への適正排出指導の実効性を高めていくことが求められる。	般廃棄物については収集業務課から清掃工場における受入れ可能な性状（サイズ等）の説明及び指導を行っている。
--	---